

平成29年度上期 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(通称、F補助金) 応募要領

■ 平成29年度上期における応募申請と書類提出期限

新規の応募申請は、平成28年4月1日から平成29年2月28日までに対象地域で企業立地した事業者が対象となります。

継続の応募申請は、平成28年10月1日から平成29年3月31日の支払電気料金が対象となります。

特例増設(既にF補助金を受給したことがある事業所に関わる交付期間の延長措置)の初回の応募申請は、平成28年4月1日以降に対象事業所で増設を行った事業者が対象となります。

新規の応募申請事業者及び特例増設(1度目又は2度目)の初回の応募申請事業者は、平成29年5月8日(月)までに市町村に推薦を依頼してください。

応募申請書類(審査依頼書及び添付提出書類)の提出期限は、

継続の応募申請は、平成29年5月8日(月)まで

新規及び特例増設の初回の応募申請は、平成29年5月12日(金)までとします。

※1 F補助金は予算の範囲内で執行されるため、その範囲を超える場合には、交付額が圧縮されることになります。

※2 応募要領の内容に変更が生じた場合、速やかに 一般財団法人 電源地域振興センター(以下、「センター」という。)のホームページ(<http://www2.dengen.or.jp/>)にて周知します。

■ 審査依頼書及び添付書類について

書類提出にあたり、この応募要領及び審査依頼書記入要領を熟読した上で、応募申請書類に不備の無いようお願いします。

■ 目次

I . F補助金制度の概要	P 2
II . 主な用語の説明	P 2
III . 電力給付金の交付要件	P 3
IV . 特例給付金の交付要件	P 5
V . 特例増設の要件	P 5
VI . 交付額の算定	P 7
VII . 交付の特例	P 10
VIII . 申込み手続きとスケジュール	P 10
IX . F補助金制度に関する Q&A	P 12
別紙	P 17

平成29年4月

(お問合せ先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階

一般財団法人 電源地域振興センター 総務企画部 立地審査課

電話番号 03-6372-7307 FAX番号 03-6372-7301 <http://www2.dengen.or.jp/>

I . F補助金制度の概要

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。対象地域の道府県が定める交付要綱等に基づき実施される事業であり、その予算の範囲内において執行されます。半期(上期:4~9月、下期:10~3月)ごとに、事業者からの応募申請(以下、「申請」という。)に基づき審査の上、交付要件を満たした者について、交付申請等の手続きを経た上で、F補助金(以下、「給付金」という。)の交付が行われます。

1. 対象地域

原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村等が対象となります(別紙A参照)。

2. 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地及び特例増設を行った者。ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

3. 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

※詳しくは、道府県若しくは市町村の担当部署にお問合せください。

ただし、企業立地日が平成27年9月30日以前で継続申請の場合、事業の種類は製造業・非製造業を問いません。

4. 対象となる給付金

電気料金の支払実績等に基づいて算定される電力給付金、及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金。

5. 対象時期

企業立地した半期の翌半期から概ね8年間(Q&A14、15参照)。

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、交付要件を満たした場合、最大で計16期の継続申請が可能です(翌々半期に行った場合は、15期)。

特例増設に該当する場合、更に交付期間が延長されます。

II . 主な用語の説明

1. 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町村の長が推薦したものといたします。

ア 事業所の新增設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 対象市町村内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

2. 新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

3. 増設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一場所で拡充或いは設備等の増強を行うことをいいます。

4. 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

注:ただし、同一敷地内(隣接及び道路対向地含む)等に事業所がある場合は、電力の需給契約を新たに締結した場合でも増設での取扱いとなることがあります(審査依頼書記入要領 別紙2参照)。

イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合

(ア)契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ)最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)の場合

契約電力が増加した日

5. 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額(以下、「投資額」という。)の総額が次に掲げる金額以上であること

(ア)当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円(税抜)

(イ)当該増設が隣接市町村(旧隣接)において行われる場合にあっては、500万円(税抜)

ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア)製造業に属する事業

(イ)道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ)道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

6. 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

ア 契約電力変更の申込みを行った場合

契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)の場合

契約電力が増加した日

III. 電力給付金の交付要件

1. 平成29年度上期申請における企業立地日

(1)新規申請の場合

企業立地日が平成28年4月1日～平成29年2月28日であること(Q&A1参照)。ただし、企業立地日が平成28年度上期であり平成28年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。

(2)継続申請の場合(新規申請後、採択されたもの)

企業立地日が平成21年4月1日以降であること。

2. 平成29年度上期新規申請及び継続申請の対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

ただし、企業立地日が平成27年9月30日以前で継続申請の場合、事業の種類は製造業・非製造業を問いません。

また、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として公の施設の管理を行なう事業及び一定の風俗営業に該当する事業は対象外です(Q&A3及びQ&A4参照)。

3. 電力関係

(1) 給付金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。

(2) 電気の需給契約の需要区分が電力需要であること。

需要区分が電灯需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定のあるものも対象外となります。その他、電力需要の形態や需給契約によって異なる取扱いをする場合があります(Q&A5参照)。

(3) 電気の需給契約の相手方は、電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者(以下、「小売電気事業者等」という。)であること。

小売電気事業者等の確認については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。

なお、小売電気事業者等からの電気の需給方法によっては、補助対象とならないことがあります(電力代理購入事業等の契約によるもの等)。

(4) 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。

当初の概ね8年間の交付期間(以下、「当初交付期間」という。)に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算定します(別紙D参照)。

	新 設	増 設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今期契約電力	H28.10.1～H29.3.31 の 実契約電力÷支払月数	同 左
増加契約電力	同 上	今期契約電力－基礎契約電力

	新 設	増 設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今期電気料金	H28.10.1～H29.3.31 の 実支払電気料金	同 左
増加電気料金	同 上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

4. 雇用関係

- (1)雇用者は、給付金の申請者が直接雇用した対象事業所で就労している常用雇用者であること。
- (2)雇用者は、雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」の加入者であること(Q&A8参照)。
- (3)対象事業所の平成29年3月31日における雇用創出効果が3人以上であること。

当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は、下表のとおりです。

	新 設	増 設
基礎雇用者数(Q&A6参照) (初回申請時に確定)	ゼロ	企業立地日の1年前の属する半期末日の雇用者数
控除雇用者数 (申請期ごとに変動)		同一市町村等からの転入者等(Q&A7参照)
増加雇用者数 (=雇用創出効果)	H29.3.31 の雇用者数 - 控除雇用者数	H29.3.31 の雇用者数 - (基礎雇用者数 + 控除雇用者数)

IV. 特例給付金の交付要件

電力給付金の交付対象であるもののうち、新規申請時に更に以下の投資要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

- (1)給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。
- (2)原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に当該(対象)事業所の新增設に伴う投資を行い、その投資額が下表に掲げる金額以上であること。

	新 設	増 設
所在市町村	500万円(税抜)	250万円(税抜)
隣接市町村	1,000万円(税抜)	500万円(税抜)

※投資を行った日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。

なお、投資額は圧縮記帳後の額となります。

V. 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から概ね8年間、交付期間が延長されます(Q&A15参照)。特例増設は2度まで申請可能なので、当初交付期間に加え、1度目の延長交付期間の概ね8年間(以下、「延長交付期間1」という。)及び2度目の延長交付期間の概ね8年間(以下、「延長交付期間2」という。)により、最大で交付期間が概ね24年間となる場合があります(別紙F参照)。

1. 平成29年度上期に特例増設(1度目又は2度目)の初回申請をする場合の特例増設日
特例増設日が平成28年4月1日～平成29年2月28日であること(Q&A1参照)。

2. 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 道府県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該道府県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(ウ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 道府県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該道府県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

3. 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること。

交付期間の延長に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算定します。

基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～H29.3.31 の 実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～H29.3.31 の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日 が H20.3.31 以前 (特例増設前は旧 制度を適用してい たもの)	特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年間の 契約電力と電気料金の月平均値	(A) 特例増設日(2度目)の属する月を含む過去1年 間の契約電力と電気料金の月平均値 (B) 特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特 例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補 助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力 と電気料金の月平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きいほうの値
当初の企業立地日 が H20.4.1 以降 (特例増設前は新 制度を適用してい たもの)	(A) 特例増設日(1度目)の属する月を含む過去1年 間の契約電力と電気料金の月平均値 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設 日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の 不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気 料金の月平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きいほうの値	

4. 雇用関係

対象事業所の平成29年3月31日における雇用創出効果が3人以上あること。

平成29年3月31日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定します。

交付期間延長に係る基礎値(基礎雇用者数)

	特例増設1度目 (延長交付期間1の基礎値)	特例増設2度目 (延長交付期間2の基礎値)
当初の企業立地日 が H20.3.31 以前 (特例増設前は旧 制度を適用してい たもの)	特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期末日 の雇用者数	(A)特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期 末日の雇用者数 (B)特例増設日(1度目)の属する半期の翌期から特 例増設日(2度目)の属する半期の前期まで(補 助金の不交付期間を除く)の各半期末日の雇用 者数のうち最大の雇用者数 ⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数
当初の企業立地日 が H20.4.1 以降 (特例増設前は新 制度を適用してい たもの)	(A)特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期 末日の雇用者数 (B)企業立地日の属する半期の翌期から特例増設 日(1度目)の属する半期の前期まで(補助金の 不交付期間を除く)の各半期末日の雇用者数の うち最大の雇用者数 ⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数	

5. 投資関係

- (1)給付金の申請者が直接、地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得したものであること。
- (2)原則として特例増設日の属する半期に当該(対象)事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること。
 - ・当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円(税抜)
 - ・当該増設が隣接市町村(旧隣接)において行われる場合にあっては、500万円(税抜)

※投資を行った日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。
なお、投資額は圧縮記帳後の額となります。

VI. 交付額の算定

電力給付金と特例給付金の合計を算定交付額とします。また、交付限度額を別途算定します。算定交付額と交付限度額を比較し、最も少ない額が交付額となります。

なお、F補助金は予算の範囲内で執行されるため、その範囲を超える場合には、交付額が圧縮されることになります。

算定交付額並びに交付限度額の算定方法は次の通りです。

1. 電力給付金の算定方法

(1) 1kW当たりの月額電気料金の算定

実支払電気料金【※1】－基礎電気料金【※4】	
(実契約電力【※2】－基礎契約電力【※5】) × 支払月数【※3】	
増加電気料金 = 実支払電気料金 - 基礎電気料金	
増加契約電力 = 実契約電力 - 基礎契約電力	

- ※1 平成28年10月1日から平成29年3月31日の支払電気料金から、消費税等相当額、遅収料金・延滞利息、契約超過金等、申請者以外の電気料金負担分を除いたものとなります(Q&A5参照)。
- ※2 ※1の支払月における契約電力の平均値となります。申請者以外の電気料金負担分は、合理的な方法により控除します。
- ※3 ※1の電気料金の支払月数となります。
- ※4 増設前1年間の実支払電気料金を、支払月数に換算した値となります(別紙G-2参照)。
- ※5 ※4の支払月における契約電力の平均値となります。
- ※4、※5
新設の場合はゼロとなります。
特例増設を行った以降、上記算定に用いる基礎電気料金、基礎契約電力はQ&A10を参照。

(2) 算定単価の決定

前項で得られた1kW当たりの月額電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価①又は算定単価②を求めます。

所在市町村及び隣接市町村(旧隣接)は算定単価①、隣接市町村(旧外部)は算定単価②が適用されます(別紙A参照)。

1kW当たりの月額電気料金	算定単価①	算定単価②
1,500円未満	600円	300円
1,500円以上 1,600円未満	640円	320円
1,600円以上 1,700円未満	680円	340円
1,700円以上 1,800円未満	720円	360円
1,800円以上 1,900円未満	760円	380円
1,900円以上 2,000円未満	800円	400円
2,000円以上 2,100円未満	840円	420円
2,100円以上 2,200円未満	880円	440円
2,200円以上 2,300円未満	920円	460円
2,300円以上 2,400円未満	960円	480円
2,400円以上 2,500円未満	1,000円	500円
以後、100円ごとに区分	以後、40円ずつ加算	以後、20円ずつ加算

(3)電力給付金の算定

$$\text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

増加契約電力は、雇用創出効果に応じて次のように上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上20人未満	1, 500kW
20人以上	2, 500kW

交付金単価は、別紙A及びQ&A13参照。

2. 特例給付金の算定

所在市町村の場合 30万円 × 雇用創出効果(人数)

隣接市町村の場合 15万円 × 雇用創出効果(人数)

特例給付金の加算は定額ではなく、下記「4. 交付額の算定」により変動します。

特例増設を行った以降、上記算定に用いる雇用創出効果は、Q&A10参照。

3. 交付限度額の算定

(1)算定電気料金による限度額の算定

$$\text{増加契約電力} \times (\text{算定単価} \times \text{係数A} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

ここで、増加契約電力はVI. 1. (3)で雇用創出効果に応じて増加契約電力の上限が設定されていますので、上限値を超える場合は、上限値に置き換えられます。

係数Aは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村 2.0

隣接市町村(旧隣接) 1.5

隣接市町村(旧外部) 2.0

(2)支払電気料金による限度額の算定

$$\text{増加電気料金} \times \text{係数B} - (\text{増加契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

係数Bは、市町村ごとに設定されています。

所在市町村 1.0

隣接市町村(旧隣接) 0.75

隣接市町村(旧外部) 0.5

4. 交付額の算定

(1)算定交付額(電力給付金+特例給付金)

(2)算定電気料金による限度額

(3)支払電気料金による限度額

上記(1)～(3)のうち、最も小さい値が交付額(千円未満切捨て)となります。

5. 算定のモデル例

別紙G-1～G-3を参照。

VII. 交付の特例

1. 共同申請

複数の中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)が同一市町村内において、共同して行う企業立地であって、それぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人に満たない場合でも、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、共同申請を行うことができます。この場合、算定に用いる増加契約電力は、1,500kWをもって限度とします。

共同申請により給付金を受給後、継続申請においてそれぞれの中小企業者の雇用創出効果が3人以上となった場合も、引き続き共同申請を行ってください(要件はQ&A11参照)。

2. 共同受電

複数の事業者が同一の工業団地内、敷地内又はビル等内において同一時期に行う企業立地(雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。)の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため電気事業者との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対して、給付金を交付することができます。

この場合の契約電力は、共同して電気の供給を受けた契約電力とします。

共同受電においては、共同受電の構成員である企業のうち給付金申請の対象になるのは、最低1人以上の雇用創出効果がある場合であり、増加雇用者のない場合は対象になりません(要件はQ&A12参照)。

VIII. 申込み手続きとスケジュール

1. 申込み手続きから給付金の支払いに至るスケジュール

■ 新規申請及び特例増設(1度目又は2度目)の初回申請の場合

- | | |
|-------------------|--|
| ① 平成29年5月8日(月)まで | 市町村の窓口に申請の推薦を依頼します。
新規申請と特例増設の初回申請の場合にのみ、必要なもの
です。
※市町村は別途推薦書を県経由でセンターに提出しますの
で、申請者は以後の推薦に係る手続きは不要です。 |
| ② 平成29年5月12日(金)まで | 県に審査依頼書と必要な添付書類を提出します。
書類の到着をもって申込みとし、期限後の申込みは受付でき
ません。
審査依頼書等の用紙は市町村で入手できます(県のホームページ
よりダウンロードすることもできます。)。 |
| ③ その後 | 県・センターにて審査を行います。
必要に応じてヒヤリング等を行い、書類に不足・不備があれば
修正等をお願いします。
審査の結果を県から通知します。 |
| ④ 平成29年8月中旬 | 交付申請書を県に提出します。
商業登記簿謄本及び印鑑証明書の原本(申請日の3カ月前
の日以降に発行されたもの)を添付してください。
必要に応じ現地調査(状況、原本の確認等)を実施します。 |
| ⑤ 平成29年9月上旬 | 県から交付決定通知書兼額の確定通知書を送付します。 |
| ⑥ 平成29年10月中旬 | 給付金に係る支払請求書を県に提出します。 |
| ⑦ 平成29年12月下旬 | 県から給付金を指定口座に振込みます。 |

■ 継続申請の場合

- ① 平成29年5月8日(月)まで センターに審査依頼書と必要な添付書類を提出します。
書類の到着をもって申込みとし、期限後の申込みは受付できません。
審査依頼書等の用紙はセンターから事前に送付します(県のホームページよりダウンロードすることもできます。)。
- ② 以降は、上記「新規申請及び特例増設(1度目又は2度目)の初回申請の場合」の③～⑦と同様となります。
※スケジュールについては、目安であり、前後することがあります。

2. 審査依頼書と添付書類

審査依頼書に添付する書類は次の通りです。

- ★を付したものは新規申請・継続申請のいずれの場合も必要です。
☆を付したものは新規申請及び特例増設(1度目又は2度目)の初回申請のみ必要です。

【電力関係書類】(②～⑤は写し)

- ★ ①電力帳票まとめ表【様式1】
☆ ②電力の供給に関する契約書あるいは電力使用開始申込書又は増設申込書等(企業立地日等を確認できるもの) ※継続申請の場合であっても、電力契約に変更があった場合は同様の書類が必要となります。
★ ③電力の検針票又は使用量のお知らせ等(使用期間が確認できるもの)
★ ④電気料金請求書、電気料金内訳明細書等(電気料金算定方法が確認できるもの)
★ ⑤電気料金の領収書又は口座振替のお知らせ等(料金の支払いが確認できるもの)

【雇用関係書類】(⑦、⑩～⑬は写し)

- ★ ⑥雇用保険被保険者一覧表【様式2】
★ ⑦事業所台帳異動状況(旧ヘッダー2)照会 ※ハローワークより入手してください。
★ ⑧事業所別雇用内訳表【様式3】
★ ⑨誓約書【様式4】
★ ⑩雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
★ ⑪タイムカード又は出勤簿等(平成29年3月31日を含むもの)

(特例給付金加算対象先で、今期の雇用創出効果対象者全員分)

- ★ ⑫労働者名簿(労働基準法第107条第1項に基づき作成されたもの)
★ ⑬賃金台帳

【特例給付金に係る投資書類】(⑮は写し)

- ☆ ⑭特例給付金に係る付属書類【様式5-1又は様式5-2と別紙1・別紙2】
☆ ⑮固定資産台帳等

【その他書類】(写し)

- ★ ⑯会社案内、会社概要等
★ ⑰会社組織図、体制表等(平成29年3月31日時点のもの)
★ ⑱決算書(貸借対照表・損益計算書)過去2年分
★ ⑲【共同申請・共同受電の場合】給付金の配分等にかかる協定書

詳しくは、審査依頼書記入要領に説明がありますので、ご参照ください。

また、個々の事例に即して、これ以外の書類の提出をお願いすることができます。

IX. F補助金制度に関するQ&A

Q1 新規申請の場合、企業立地日から期間が経過しても申請できますか。

A1 企業立地日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。特例増設の初回申請についても、特例増設日の属する半期の翌半期あるいは翌々半期に申請することができます。今回(平成29年度上期)新規申請ができる事業所は、企業立地の属する月の翌月以降の電気料金支払分が対象となることから、平成28年4月1日から平成29年2月28日の間に企業立地を行ったものとなります(別紙C参照)。

なお、特例増設は、従前の交付期間が満了又は途中まで経過した場合でも、要件を満たせば2度に限り新たに申請することができます。

Q2 試運転期間とはどのようなことをいつのですか。

A2 対象事業所で電気の需給契約を締結した後に、自ら事業の用に供する設備の設置などに要する期間を試運転と取扱い、企業立地日は当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日となります。

また、建物竣工などにより引渡しを受け、自ら事業の用に供する事業所になった時が企業立地日となります。

このいずれの場合も、操業(事業)開始届及び確認資料を提出していただきます。

Q3 対象企業とは具体的にはどのようなものをいつのですか。

A3 事業を営む株式会社その他法人格を有する団体をいい、法人格を有しない任意団体は対象となりません。個人も対象となります。その場合には帳簿書類が法人と同様に整備されている必要があります。また、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として、公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する事業は、対象となりません。風俗営業に該当する範囲については、Q&A4を参照してください。

Q4 対象とならない風俗営業とは、どのようなものですか。

A4 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する次のものを指します。

①接待飲食等営業

キャバレー、待合、料理店、カフェ、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、バー等が該当する場合があります。

②マージャン屋、パチンコ店、ゲームセンター、など

③性風俗関連特殊営業

④接客業務受託営業

詳細については市町村等にお問合せください。

Q5 対象となる・ならない電力契約や電気料金にはどのようなものがありますか。

A5 新規申請の場合、企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成28年10月1日から平成29年3月31日までの支払電気料金が対象です。

継続申請の場合、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの支払電気料金が対象です。

特例増設の初回申請の場合(継続申請との重複期間を除く)、特例増設日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ平成28年10月1日から平成29年3月31日までの支払電気料金が対象です。

消費税等相当額、遅取料金・延滞利息、契約超過金等は対象外です。早取期限後又は支払期限後の支払い、翌半期に支払われた電気料金は対象外です。

電灯契約、臨時契約は対象外です。

わかりにくい契約形態につきましては、センターまでお問合せください。

Q6 基礎雇用者とはどのようなものをいうのですか(特例増設の場合を除く)。

A6 増設の場合、企業立地日の1年前の属する半期末日の雇用者をいいます。

基礎雇用者数は、新規申請時の審査にて確定し、以降の継続申請時は、対象者の離職・転出等にかかわらず同一の数となります。特例増設の場合は、「V. 特例増設の要件」の3. を参照。

Q7 控除雇用者とはどのようなものをいうのですか。雇用創出効果となるのはどのような場合ですか。

A7 以下のとおり用語を定義します(別紙B参照)。

①新規雇用者

対象事業所へ、新卒・中途採用等により新たに採用され従事している者。

②他の地域からの転入者

既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者で、「同一市町村等からの転入者」以外の者。

③同一市町村等からの転入者

a.同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。

b.同一道府県内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。

c.同一道府県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ、人事異動により配属され従事している者。

※平成25年4月1日以降に対象地域で企業立地した事業者については、隣接市町村であっても旧外部からの既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所への転入者は雇用創出となります。

d.新設の場合、企業立地日の2カ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」。

「①新規雇用者」及び「②他の地域からの転入者」は、雇用保険の一般被保険者に加入等の要件を満たせば、雇用創出効果となります。

「③同一市町村等からの転入者」は、控除雇用者として扱うため雇用創出効果となりません。

よって控除雇用者数は、継続申請の都度、対象者の離職・転出により変動があり得ます。

Q8 雇用者とは、いわゆる正社員以外の者も含むのですか。派遣社員や関係会社の者は含まれないのでですか。

A8 対象となる雇用者とは、申請者が直接雇用した交付対象事業所で就労している常用雇用者をいい、雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」が対象となります。

他の企業への出向等により、当該事業所に勤務実態のない雇用者は対象となりません。

派遣社員や関係会社の者は、申請者が直接雇用した者ではないので対象となりません。

正社員以外(パート等)であっても、雇用保険の「一般被保険者」は対象となります。

★参考 「一般被保険者」とは

雇用保険法に規定されている雇用保険の対象となる被保険者のうち、次の者を除いた者。

・高年齢被保険者

　　65歳以上の被保険者

　※今回の場合は昭和27年4月1日以前に生まれた方が該当します。

・短期雇用特例被保険者

・日雇労働被保険者

Q9 事業所の新設の場合で、企業立地日より前に配置した雇用者があるが、どうなりますか。

A9 新設の場合、電気の需給契約に先行して、その事業所での雇用が発生する場合があります。企業立地日の2ヵ月前の日より前の「新規雇用者」及び「他の地域からの転入者」は、控除雇用者となります。企業立地日の2ヵ月前の日より前から勤務している雇用保険未加入者が新たに雇用保険に加入した場合も、控除雇用者となります。

企業立地日の2ヵ月前以降の雇用者は、雇用創出効果とすることができます。

Q10 特例増設を行った以降、電力給付金及び特例給付金の算定はどのようにになりますか。

A10 別紙F、別紙G-3を参照ください。

①今回の申請で交付期間が重複する期の場合

(当初交付期間と延長交付期間1の重複、延長交付期間1と延長交付期間2の重複、当初交付期間と延長交付期間1並びに延長交付期間2の重複)

以下の通り、最も前の「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。

重複のパターン	算定に用いる基礎値
当初交付期間、延長交付期間1が重複する期	当初交付期間に係る基礎値
延長交付期間1、延長交付期間2が重複する期	延長交付期間1に係る基礎値
当初交付期間、延長交付期間1、延長交付期間2が重複する期	当初交付期間に係る基礎値

②今回の申請で交付期間が重複しない期の場合

該当する「交付期間に係る基礎値」により算定を行います。

いずれの場合も雇用創出効果は基礎雇用者数及び控除雇用者数を控除します。

Q11 共同申請の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。

A11 代表して給付金の交付を受ける者(以下、「代表申請者」という。)以外に、共同申請の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下、「他申請者」といいます。

- ①給付金の代表申請者及び他申請者は、中小企業基本法第2条に規定された要件を満たす企業又は個人をいいます。
- ②給付金の代表申請者及び他申請者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。
- ③給付金の代表申請者及び他申請者は、給付金の申請方法等について、協定書を締結していること。

Q12 共同受電の特例が適用されるための要件はどのようなものですか。

A12 給付金の申請者以外に、共同受電の特例を適用して給付金の交付を受ける者を、以下、「他事業者」といいます。

- ①給付金の申請者は、小売電気事業者等と電気の需給契約を締結した者であること。
- ②給付金の申請者は、給付金の配分方法等について、他事業者と協定書を締結していること。
- ③給付金の申請者及び他事業者の雇用創出効果の合計が3人以上であること。
- ④給付金の申請者及び他事業者は、電気料金の負担者であり、自ら直接雇用した者の雇用創出効果が1人以上であること。一時的な使用を行う事業者(展示場等)は対象外です。
- ⑤給付金の申請者及び他事業者の契約電力・電気料金は、子メーターを設置し、その電力使用量等に基づき適正に算出されていること。

交付対象となる契約電力・電気料金は、交付要件を満たしている申請者及び他事業者の契約電力・電気料金の合計です。

Q13 交付金(電源立地地域対策交付金)とは何ですか。

A13 電源立地地域対策交付金の一部である原子力発電施設等周辺地域交付金相当分及び給付金加算等措置による交付金のことです。

原子力発電施設等の周辺地域を対象とし、小売電気事業者等から電気の供給を受けている一般家庭・工場等に対して算定されています。

この交付金と給付金(F補助金)の重複を防止するため、給付金の算定に際して、差引く単価として用います(別紙A参照)。

Q14 交付期間中、注意することはありますか。

A14 交付要件を満たさなかった場合、その半期について給付金は交付されません。その後、交付要件を再び満たした場合、その半期について給付金が交付されます。なお、給付金が交付されない半期も交付期間に含まれます。

Q15 いつまで申請することができますか。

A15 企業立地日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)の継続申請が可能です。特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から起算し概ね8年間(最大16期)の継続申請が可能です。

Q16 給付金の交付を受けた場合、何か制限がありますか。

A16 電力、雇用等の書類について、交付期間の終了後5年間、保存してください。必要に応じ調査を実施する場合があります。

Q17 給付金と他の補助金を重複して受けられますか。

A17 過去に電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(B補助金)の交付を受けている場合であっても、給付金を受給することはできます。

この他の補助金を受ける際は、その補助金の関係書類をご提出いただく場合があります。給付金は支払電気料金の実質的割引措置であり、他の補助金が電気料金を補助するものでないかどうかを確認します。

Q18 審査依頼書及び提出書類に間違いがあった場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。

A18 補助金の申請者(手続代行者含む)が提出する書類は、その内容に間違いの記述があつてはなりませんが、間違いが判明した場合は、速やかに申告してください。
なお、内容によっては、補助金の返還等の処分が科せられる場合があります。

Q19 対象とならない暴力団や暴力団員等が行う事業とは何ですか。

A19 次のいずれかに該当する者が行う事業のことです。なお、受給資格の確認のため、新潟県警察本部に情報提供する場合があります。

- ①暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ②その役員等(事業者が個人なる場合にはその者を、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき
- ③暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められるとき
- ④その役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
- ⑤その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- ⑥その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

F補助金の対象区域、適用単価、交付金単価(差引く単価)の一覧

平成29年度上期への適用(予定)。別紙Aの内容に変更が発生した場合、速やかにセンターのホームページにて周知いたします。

1. 現市町村名、合併前の市町村区分、所在隣接の別、実施主体、算定区分、交付金単価等は、以下の表のとおりです。

所在隣接の別は、市町村合併の内容等により、さらに以下のとおり3つに区分され、交付限度額の算定等に適用されます。

所在 領域内市町村であることを示します。設置が予定されている市町村も同様です。

旧隣接 隣接市町村(旧隣接)であることを示します。

旧外部 隣接市町村(旧外部)であることを示します。(一定期間内に行われた市町村合併により対象地域となったものをいいます)

2. 審査、振込み等の実施主体は、以下のとおり区分されます。

- ◎ センターが審査から振込み等まで実施
- センターは審査のみ実施、道府県が振込み等を実施
- △ 道府県が審査から振込み等まで実施
- 補助金対象区域外

3. 算定区分

算定単価について、所在及び旧隣接は①、旧外部は②が適用されます。

算定区分の欄に記載のないものは、算定単価①が適用されます。

※1 企業立地日が平成20年3月31日以前の案件……算定単価②を適用

企業立地日が平成20年4月1日以降の案件……算定単価①を適用

4. 対象区域

※2 旧外部 企業立地日・特例増設日が平成25年4月1日以降の案件……補助金対象区域外

※3 南相馬市(旧鹿島町、旧原町市) 企業立地日・特例増設日が平成25年3月31日以前の案件……所在

平成25年4月1日以降の案件……補助金対象区域外

5. 交付金単価

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別		実施主体	算定区分	交付金単価	加算給付金単価	参考
			所在	隣接					
北海道	共和町			○	◎		228		泊原子力
	岩内町			○	◎		228		
	泊村		○		◎		457	459	
	神恵内村		○		◎		228		
青森県	大間町		○		◎		450		大間原子力 中間貯蔵施設 東通原子力 原子燃料サイクル施設
	風間浦村			○	◎		225		
	佐井村			○	◎		225	42	
	むつ市	むつ市	○		◎		393		
		大畠町	○		◎		337		
		川内町	○		◎		337		
		脇野沢村 ※1	○		◎	②→①	337		
	東通村		○		◎		562		
	横浜町			○	◎		281		
	六ヶ所村		○		◎		281		
	野辺地町			○	◎			129	
	東北町	東北町		○	◎			216	
		上北町		○	◎			216	
	平内町			○	◎			216	
	七戸町	七戸町		○	◎			216	
		天間林村		○	◎			216	
	三沢市			○	◎			187	
	おいらせ町	百石町		○	◎			216	
		下田町		○	◎			216	
	六戸町			○	◎			216	
	十和田市	十和田市		○	◎				
		十和田湖町			□				

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別		実施主体	算定区分	交付金単価	加算給付金単価	参考
			所在	隣接					
宮城県	石巻市	石巻市	○	○	○		204		
		河北町	○	○	○		204		
		雄勝町	○	○	○		204		
		北上町	○	○	○	②			
		桃生町	○	○	○	②			
		河南町	○	○	○	②			
		牡鹿町	○	○			409		
福島県	女川町		○	○	○		409		女川原子力
	双葉町		○	○	○			466	
	大熊町		○	○	○		175	291	福島第一原子力
	田村市	常葉町	○	○	○	②			
		大越町	○	○	○	②			
		滝根町	○	○	○	②			
		船引町	○	○	○	②			
		都路村	○	○			175		
	葛尾村		○	○	○			169	
	楓葉町		○	○	○		350	116	福島第二原子力
	富岡町		○	○	○		350	116	
	いわき市		○	○	○		169		
	広野町		○	○	○		175		
	川内村		○	○	○		175	87	
	浪江町		○	○	○			175	
	南相馬市	原町市 ※3		○					
		鹿島町 ※3		○					
		小高町	○	○	○			169	
茨城县	日立市	十王町		○	○	②			
		日立市	○	○	○		182		
	東海村		○	○	○		364		東海第二原子力
	那珂市	那珂町	○	○	○		182		
		瓜連町	○	○	○	②			
	ひたちなか市	那珂湊市	○	○	○		227		
静岡県	掛川市	勝田市	○	○	○		227		
		掛川市	○	○	○	②			
		大須賀町	○	○	○	②			
	御前崎市	大東町	○	○			267		
		浜岡町	○	○	○		535		浜岡原子力
		御前崎町	○	○	○		401		
	菊川市	小笠町	○	○	○		267		
		菊川町	○	○	○	②			
	牧之原市	相良町	○	○	○		267		
		榛原町	○	○	○	②			
新潟県	長岡市	栃尾市	○	○	○	②			
		中之島町	○	○	○	②			
		三島町	○	○	○	②			
		山古志村	○	○	○	②			
		与板町	○	○	○	②			
		和島村	○	○	○	②			
		寺泊町	○	○	○	②			
		長岡市	○	○			394		
		越路町	○	○	○		394		
	柏崎市	小国町	○	○	○		394		
		川口町			□				
		柏崎市	○	○	○		788		柏崎刈羽原子力
		高柳町	○	○	○		591		
		西山町	○	○	○		591		

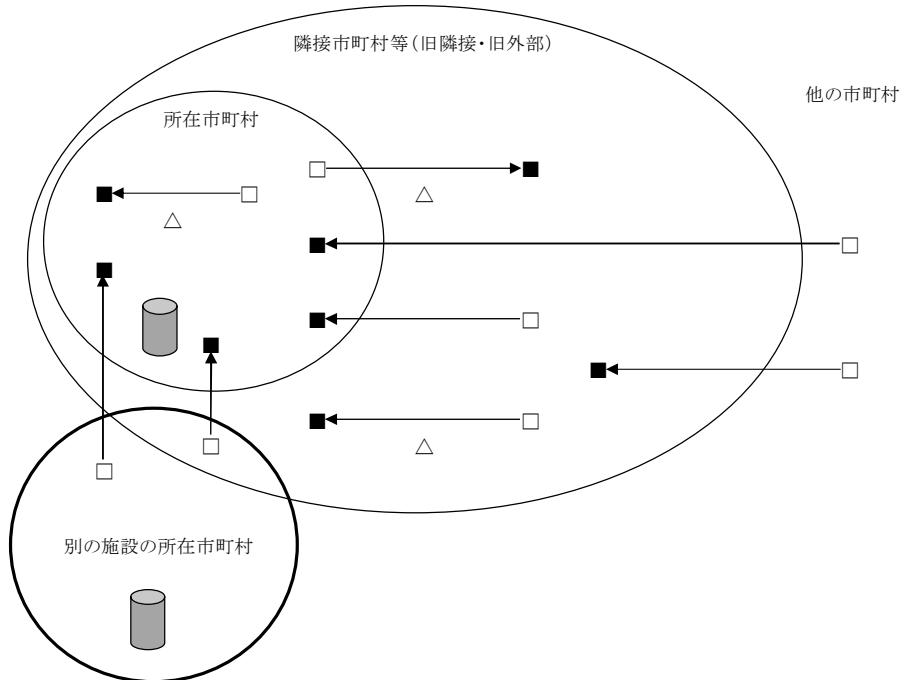
新潟県に立地する事業所に関する申請は、県の指示によってください。なお、その一部についてセンターが審査をいたします。

道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別		実施主体	算定区分	交付金単価	加算給付金単価	参考
			所在	隣接					
新潟県	出雲崎町		○	○			394		
	刈羽村		○	○			788		柏崎刈羽原子力
	上越市	大島村	○	○			394		
		柿崎町	○	○			394		
		吉川町	○	○			394		
		上越市		○ ○	(2)				
		牧村		○ ○	(2)				
		大潟町		○ ○	(2)				
		頸城村		○ ○	(2)				
		板倉町		○ ○	(2)				
		清里村		○ ○	(2)				
		三和村		○ ○	(2)				
		名立町		○ ○	(2)				
		浦川原村		○ ○	(2)				
		安塚町		○ ○	(2)				
		中郷村		○ ○	(2)				
石川県	羽咋市		○	○			203		
	七尾市	七尾市		○ ○	(2)				
		田鶴浜町	○	○			203		
		中島町	○	○			203		
		能登島町		○ ○	(2)				
		中能登町	鳥屋町	○ ○			203		
			鹿西町	○ ○			203		
			鹿島町		○ ○	(2)			
福井県	志賀町	志賀町	○	○			407		志賀原子力
		富来町	○	○			305		
滋賀県	池田町		○	○					
	越前町	越前町	○	○			203		
		朝日町		□					
		織田町		□					
		宮崎村		□					
	越前市	武生市	○	○					
		今立町		□					
	南越前町	南条町	○	○					
		今庄町	○	○			203		
		河野村	○	○			203		
	敦賀市		○	○			462		敦賀原子力
	美浜町		○	○			289		
	若狭町	三方町	○	○			179		
		上中町	○	○			146		
	小浜市		○	○			218		
	おおい町	大飯町	○	○			537		大飯原子力
		名田庄村	○	○			378		
	高浜町		○	○			445		高浜原子力
	高島市	マキノ町	○	○			123		(美浜原子力)
		今津町	○	○			37		
		朽木村		○ ○	(2)				
		高島町		○ ○	(2)				
		安曇川町		○ ○	(2)				
		新旭町		○ ○	(2)				
滋賀県	長浜市	余呉町	○	○			101		(敦賀原子力) 滋賀県に立地する事業所に関する申請は、県の指示によってください。なお、その一部についてセンターが審査をいたします。
		西浅井町	○	○			101		
		虎姫町		□					
		湖北町		□					
		高月町		□					
		木之本町		□					

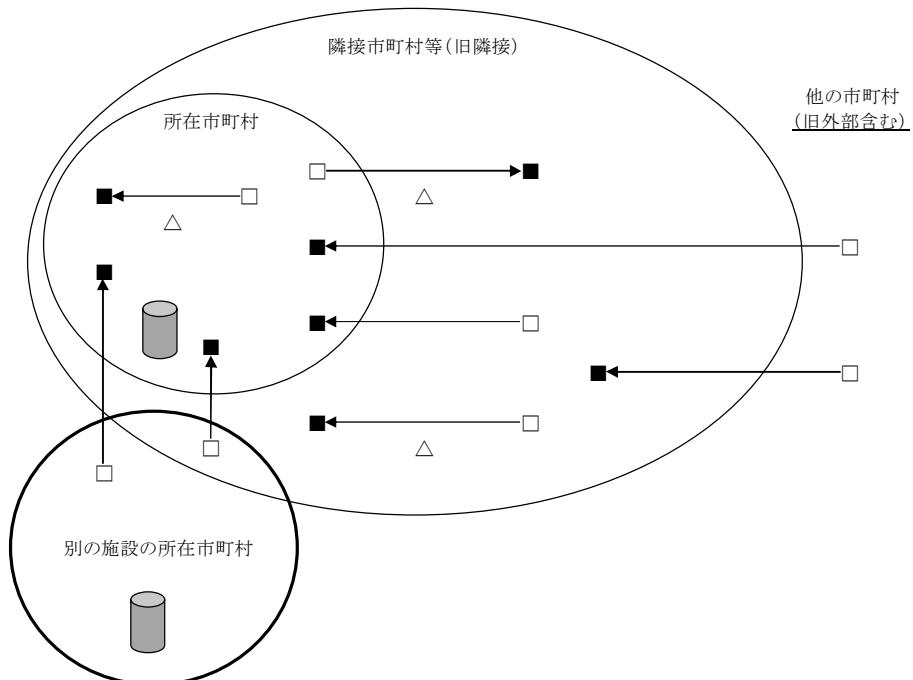
道府県名	現市町村名	合併前の市町村区分	所在隣接の別		実施主体	算定区分	交付金単価	加算給付金単価	参考
			所在	隣接					
京都府	舞鶴市		○		◎		75		(高浜原子力)
	綾部市		○		◎		146		(大飯原子力)
島根県	松江市	松江市	○		◎		333		島根原子力
		島根町	○		◎		333		
		鹿島町	○		◎		444		
		美保関町※1	○		◎	②→①	222		
		八束町※1	○		◎	②→①	222		
		八雲村※1	○		◎	②→①	222		
		玉湯町※1	○		◎	②→①	222		
		宍道町※1	○		◎	②→①	222		
山口県	上関町		○		△				上関原子力(未着工)
愛媛県	伊方町	伊方町	○		◎		305		伊方原子力
		瀬戸町	○		◎		228		
		三崎町	○		◎		228		
	八幡浜市	保内町	○		◎		152		
		八幡浜市	○		◎				
	西予市	三瓶町	○		◎				
		野村町			□				
		明浜町			□				
		宇和町			□				
		城川町			□				
玄海町		○			◎		351		玄海原子力
佐賀県	唐津市	唐津市	○		◎		175		
		肥前町	○		◎		175		
		鎮西町	○		◎		175		
		呼子町	○		◎		175		
		浜玉町		○	◎	②			
		北波多村		○	◎	②			
		相知町		○	◎	②			
		巖木町		○	◎	②			
		七山村		○	◎	②			
鹿児島県	阿久根市		○		◎		125		川内原子力
	薩摩川内市	川内市	○		◎		250		
		桶脇町	○		◎		187		
		東郷町	○		◎		187		
		里村	○		◎		187		
		上甑村	○		◎		187		
		下甑村	○		◎		187		
		鹿島村	○		◎		187		
		入来町※1	○		◎	②→①	125		
		祁答院町※1	○		◎	②→①	125		
	いちき串木野市	串木野市	○		◎		125	※63	※羽島・荒川地区に限る
		市来町		○	◎	②			

同一道府県内における市町村間の転入者の取扱い

1. 平成25年3月31日以前の企業立地の場合



2. 平成25年4月1日以降の企業立地の場合



※この図は、企業内での人事異動による既存事業所から対象事業所への転入パターンを示しています。

□は既存(転入元)事業所

■は対象(転入先)事業所

◀――□ 既存事業所からの転入者は雇用創出効果となります。

◀――□ 既存事業所からの転入者は控除雇用者となり雇用創出効果となりません。

△

平成29年度上期の新規申請における算定対象と要件設定日

半期区分	年月	企業立地日の翌々半期に申請する場合				企業立地日の翌半期に申請する場合				備考	
		企業立地の時期	電気料金の発生	申請の期	雇用	企業立地の時期	電気料金の発生	申請の期	雇用		
平成27年度下期	H27.7									★H27.9.30 基礎雇用者数設定	
	H27.8										
	H27.9				★						
平成28年度上期	H27.10									★H28.3.31 基礎雇用者数設定	
	H27.11										
	H27.12	★増設の場合、基礎雇用者数を企業立地日の1年前の半期末日にて設定									
	H28.1										
	H28.2										
	H28.3								★		
平成28年度下期	H28.4	企業立地日がこの期間中にある	補助金の算定対象にはならない							★H29.3.31 期末雇用者数設定	
	H28.5										
	H28.6										
	H28.7										
	H28.8										
	H28.9										
平成28年度下期	H28.10	算定対象となる	企業立地日がこの期間中にある			企業立地日の属する月の翌月以降の支払いから算定対象となる				★H29.3.31 期末雇用者数設定	
	H28.11										
	H28.12										
	H29.1										
	H29.2										
	H29.3			★					★		
平成29年度上期	H29.4	継続申請で算定対象となる	(2期目から開始) 新規申請			継続申請で算定対象となる	(1期目から開始) 新規申請				
	H29.5										
	H29.6										
	H29.7										
	H29.8										
	H29.9										
平成29年度下期	H29.10	継続申請で算定対象となる				継続申請で算定対象となる					
	H29.11										
	H29.12										
	H30.1										
	H30.2										
	H30.3										

平成29年度下期に新規申請することも可能(2期目から開始)

(注)

- ・企業立地日の翌期以降、概ね8年間にわたって給付します。
- ・企業立地日の翌々半期後の新規申請は出来ません。
- ・平成29年1月に企業立地して、平成29年度上期に申請せず平成29年度下期に申請したとき、7年半の給付となります。

増設の場合の1kW当たりの月額電気料金の算出例
(企業立地日の翌々半期の新規申請の場合)

1. 電気料金支払状況

摘要	支払月	使用月	支払電気料金(円)	契約電力(kW)	備 考	
	H27.5	H27.4	149,196		25	
	H27.6	H27.5	146,606		25	
	H27.7	H27.6	151,887		25	
	H27.8	H27.7	149,304		25	
	H27.9	H27.8	134,203		25	
	H27.10	H27.9	126,395		25	
	H27.11	H27.10	121,055		25	
	H27.12	H27.11	125,904		25	
	H28.1	H27.12	125,347		25	
	H28.2	H28.1	134,000		25	
	H28.3	H28.2	127,961		25	
企業立地日 H28.5.15	H28.4	H28.3	124,498		25	
	H28.5	H28.4	137,647		25	
	計(12カ月)		1,607,807	(a)	300	(g) 企業立地日の属する月に支払った分を含む前1年間
	月平均		133,983	(b)	25	(h) (支払月:H27.6～H28.5)
	H28.6	H28.5	156,443		30	
	H28.7	H28.6	151,987		30	
	H28.8	H28.7	172,835		30	
	H28.9	H28.8	149,876		30	
	H28.10	H28.9	172,302		30	
	H28.11	H28.10	163,673		30	
	H28.12	H28.11	156,420		30	
	H29.1	H28.12	151,953		30	
	H29.2	H29.1	148,220		30	
	H29.3	H29.2	151,626		30	
	計(6カ月) (d)		944,194	(c)	180	(i) 平成29年度上期申請の補助対象期間
	月平均		157,365		30	(j) (支払月:H28.10～H29.3)
H29 上期申請	H29.4	H29.3				
	↓	↓				

注) 支払月が使用月の翌月とならないケースもあります

2. 1kW当たりの月額電気料金の算出

(a)	企業立地日前1年間の支払電気料金の合計	1,607,807 円
(b)	企業立地日前1年間の支払電気料金の1カ月当たりの平均額	133,983 円
(c)	補助対象期間の支払電気料金の合計	944,194 円
(d)	補助対象期間の支払月数	6 カ月
(e)	基礎電気料金 (b) × (d)	803,898 円
(f)	増加電気料金 (c) - (e)	140,296 円
(g)	企業立地日前1年間の契約電力の合計	300kW
(h)	企業立地日前1年間の契約電力の1カ月当たりの平均値(=基礎契約電力)	25kW
(i)	補助対象期間の契約電力の合計	180kW
(j)	補助対象期間の契約電力の1カ月当たりの平均値(=実契約電力)	30kW
(k)	増加契約電力 (j) - (h)	5kW
1kW当たりの月額電気料金 (f) ÷ (k × d)		4,676 円

雇用創出効果の具体例(新設の場合)

Q&A7、Q&A9、別紙Bを参照

	企業立地日の2カ月前の日より前の雇用者 (控除雇用者) ※1	企業立地日の2カ月前以降の雇用者	期末雇用者 (平成29年3月31日)
新規雇用者 ※2	3人	8人	11人
他の地域からの転入者	2人	6人	8人
同一市町村等からの転入者	1人	7人 (控除雇用者)	8人
合 計	6人	21人	27人
うち控除雇用者	6人	7人	13人
雇用創出効果	0人	14人	14人

※1 企業立地日の2カ月前の日より前の雇用者は、原則、控除雇用者となります。

※2 企業立地日より前に、同一市町村等の既存事業所に研修や事前準備等のため一時的に配属となり、対象事業所の稼動(企業立地日)後に転入、配属されるケースが想定されます。

この場合、企業立地日の2カ月前以降の新規雇用であり、一時的な既存事業所での勤務に合理的理由があれば、形式は「同一市町村等からの転入者」ですが、「新規雇用者」として扱います。

特例増設による交付期間の延長と契約電力・電気料金・雇用の増加分の捉え方

半期区分	摘要	半期区分中の実績値			申請期数			基礎契約電力			基礎電気料金			基礎雇用者数					
		月平均契約電力	月平均支払電気料金	期末雇用者数	当初交付期間1	延長交付期間2	【申請値】月平均契約電力(a)	当初交付期間(c)	延長交付期間1(d)	延長交付期間2(e)	月平均支払電気料金(f)	当初交付期間(g)	延長交付期間1(h)	延長交付期間2(i)	当初交付期間(j)	延長交付期間1(k)	延長交付期間2(l)		
H20 下																			
H21 上	H21.4.1 企業立地日	70	198,000	24															
H21 下		75	200,000	27	申請せず*		-				-				-				
H22 上		76	205,000	30	新規2		75	0		200,000	0			27	0				
H22 下		77	210,000	31	継続3		76	0		205,000	0			30	0				
H23 上		76	205,000	32	継続4		77	0		210,000	0			31	0				
H23 下	H23.11.1 特例増設日1	85	280,000	34	継続5		76	0		205,000	0			32	0				
H24 上		90	300,000	40	継続6	初回1	85	0	77	280,000	0	210,000		34	0	32			
H24 下		92	295,000	42	継続7	継続2	90	0	77	300,000	0	210,000		40	0	32			
H25 上	H25.5.1 特例増設日2	100	321,000	57	継続8	継続3	92	0	77	295,000	0	210,000		42	0	32			
H25 下		103	333,000	57	継続9	継続4	初回1	100	0	77	92	321,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42
H26 上		102	330,000	50	継続10	継続5	継続2	103	0	77	92	333,000	0	210,000	300,000	57	0	32	42
H26 下		101	325,000	50	継続11	継続6	継続3	102	0	77	92	330,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H27 上		101	326,000	55	継続12	継続7	継続4	101	0	77	92	325,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H27 下		102	329,000	55	継続13	継続8	継続5	101	0	77	92	326,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H28 上		102	330,000	55	継続14	継続9	継続6	102	0	77	92	329,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H28 下		102	331,000	50	継続15	継続10	継続7	102	0	77	92	330,000	0	210,000	300,000	55	0	32	42
H29 上		103	330,000	50	継続16	継続11	継続8	102	0	77	92	331,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42
H29 下		103	330,000	51	継続12	継続9	103		77	92	330,000	0	210,000	300,000	50	0	32	42	
H30 上		103	330,000	52	継続13	継続10	103		77	92	330,000	0	210,000	300,000	51	0	32	42	
H30 下		102	325,000	53	継続14	継続11	103		77	92	330,000	0	210,000	300,000	52	0	32	42	
H31 上		102	327,000	54	継続15	継続12	102		77	92	325,000	0	210,000	300,000	53	0	32	42	
H31 下		102	328,000	55	継続16	継続13	102		77	92	327,000	0	210,000	300,000	54	0	32	42	
H32 上		103	327,000	56		継続14	102			92	328,000			300,000	55		42		
H32 下		103	328,000	56		継続15	103			92	327,000			300,000	56		42		
H33 上						継続16	103			92	328,000			300,000	56		42		
H33 下																			

※表中の【申請値】は前半期の実績値が適用されます。

例) H29 上の【申請値】に適用される「月平均契約電力」「月平均支払電気料金」は H28 下の支払実績、「期末雇用者数」は H28 下の期末日の雇用者数による

●各申請期の交付額算定における増加分の捉え方

①当初交付期間(H21 下～H29 上) ※H21 下は申請せず*

増加契約電力:(a)-(b)、増加電気料金:(e)-(f)、増加雇用者数:(i)-(j)

②延長交付期間1(特例増設1回目の交付期間)と延長交付期間2(特例増設2回目の交付期間)の重複期(H29 下～H31 下)

増加契約電力:(a)-(c)、増加電気料金:(e)-(g)、増加雇用者数:(i)-(k)

③延長交付期間2(特例増設2回目の交付期間)の単独期(H32 上～H33 上)

増加契約電力:(a)-(d)、増加電気料金:(e)-(h)、増加雇用者数:(i)-(l)

ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとなります。

●特例増設の初回申請において、特例増設(交付期間の延長)を認定する要件

・特例増設1度目(H24 上 初回申請)

増加契約電力:(a)-(c)>0、増加電気料金:(e)-(g)>0、増加雇用者数:(i)-(k)≥3

・特例増設2度目(H25 下 初回申請)

増加契約電力:(a)-(d)>0、増加電気料金:(e)-(h)>0、増加雇用者数:(i)-(l)≥3

ただし、増加雇用者数(雇用創出効果)は、さらに控除雇用者数を差引きしたものとなります。

■基礎契約電力、基礎電気料金の設定方法

[A] 当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12カ月の月平均値

[B] 企業立地日(特例増設日1)の属する半期の翌半期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する半期の前半期までの最大値(不交付期間を除く)

→[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする

■基礎雇用者数の設定方法

[A] 当該特例増設日の1年前の属する半期の期末日の雇用者数

[B] 企業立地日(特例増設日1)の属する半期の翌半期から、特例増設日1(特例増設日2)の属する半期の前半期までの各期末日の最大の雇用者数(不交付期間を除く)

→[A]と[B]の大きいほうを基礎値とする

【その他】企業立地又は特例増設1度目から13年経過後の申請における基礎値の設定方法(上記例 特例増設1度目が H34 下以降など)

・基礎契約電力、基礎電気料金

当該特例増設日に属する月に支払した分を含む前12カ月の月平均値を基礎値とする

・基礎雇用者数

当該特例増設日の1年前の属する半期の期末日の雇用者数を基礎値とする

**F補助金の交付額計算例
(新設事業所)**

北海道岩内町に食品製造会社が工場を新設、平成28年11月8日に電気の受電を開始し、平成29年3月31日時点の雇用創出効果が5人である場合

隣接

実支払電気料金と実契約電力

支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)
平成28年 12月	550,000	250
平成29年 1月	553,000	260
平成29年 2月	557,000	260
平成29年 3月	548,000	280
計	2,208,000	1,050
	A	B
月平均=		262
		D
過去1年間 計	0	0
月平均	0	0
基礎値	0	0
	E	F
増加契約電力		262
増加電気料金	2,208,000	$H = D - F$ $= A - E$
1kW当たり月額電気料金	2,106	$J = I \div (H \times M)$
算定単価	880	K
算定契約電力	262	S

その他の算定数値

雇用創出効果	5 人	L
期末雇用者数	8 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	3 人	
支払月数	4 カ月	M
交付金単価	228 円	N
特例加算1人当たり単価	150,000 円	O
算定電気料金の係数	1.5	P
支払電気料金の係数	0.75	Q
契約電力上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領(別紙Aより)

応募要領VI. 2. 特例給付金の算定より

応募要領VI. 3. (1) 算定電気料金による限度額の算定より

応募要領VI. 3. (2) 支払電気料金による限度額の算定より

電力給付金	683,000	$= (K - N) \times S \times M$
特例給付金	750,000	$= O \times L$
算定交付額	1,433,000	① 電力給付金+特例給付金

←応募要領IV. 特例給付金の交付要件を満たしている場合

算定電気料金による 限度額	1,144,000	② $= S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による 限度額	1,417,000	③ $= I \times Q - (H \times N \times M)$

交付額

1,144,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例 (増設事業所)

福井県敦賀市に精密機械製造会社が工場を増設、平成28年9月10日に電力契約を増設し、平成29年3月31日時点の雇用創出効果が6人である場合

実支払電気料金と実契約電力			所 在		
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)	その他の算定数値		
平成28年 10月	2,983,002	5,000	雇用創出効果	6 人	L
平成28年 11月	3,883,927	5,000	期末雇用者数	56 人	
平成28年 12月	4,212,300	5,000	基礎雇用者数	50 人	
平成29年 1月	4,134,951	5,000	控除雇用者数	0 人	
平成29年 2月	4,130,489	5,000	支払月数	6 カ月	M
平成29年 3月	4,238,456	5,000	交付金単価	474 円	N
計	23,583,125	30,000	特例加算1人当たり単価	300,000 円	O
	A	B	算定電気料金の係数	2.0	P
月平均=		5,000	支払電気料金の係数	1.0	Q
		D	契約電力上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R
過去1年間 計	28,554,251	40,000			
月平均	2,379,520	3,333			
基礎値	14,277,120	3,333			
	E	F			
増加契約電力		1,667			
増加電気料金	9,306,005	H=D-F =A-E			
1kW 当たり月額電気料金	930	=I÷(H×M)			
	J				
算定単価	600	K	応募要領VI. 1. (2) 算定単価の決定より		
算定契約電力	1,500	S	HとRの小さい値		

電力給付金	1,134,000	= (K-N) × S × M
特例給付金	1,800,000	=O×L
算定交付額	2,934,000	① 電力給付金+特例給付金

←応募要領IV.特例給付金の交付要件を満たしている場合

算定電気料金による 限度額	6,534,000	② =S×(K×P-N)×M
支払電気料金による 限度額	4,565,000	③ =I×Q-(H×N×M)

交付額

2,934,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例
(特例増設事業所)

石川県志賀町に精密機械製造会社が平成25年2月に工場を新設し企業立地、平成27年5月に1度目の特例増設、平成28年11月に2度目の特例増設を行った場合

実支払電気料金と実契約電力			所 在		
支払月	実支払電気料金 (円)	契約電力 (kW)	雇用創出効果	5 人	L
平成28年 10月	205,751	80	期末雇用者数	16 人	
平成28年 11月	206,126	80	基礎雇用者数	0 人	
平成28年 12月	265,718	87	控除雇用者数	11 人	
平成29年 1月	265,135	87	支払月数	6 カ月	M
平成29年 2月	266,523	88	交付金単価	407 円	N
平成29年 3月	266,657	88	特例加算1人当たり単価	300,000 円	O
計	1,475,910	510	算定電気料金の係数	2.0	P
月平均=	A	B	支払電気料金の係数	1.0	Q
基礎値			契約電力上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R
過去1年間または 最大値の大きいほう	0	0			
E	F				
増加契約電力		85			
増加電気料金	1,475,910 I	H=D-F =A-E			
1kW 当たり月額電気料金	2,893 J	=I ÷ (H × M)			
算定単価	1,160 K	応募要領VI. 1. (2) 算定単価の決定より			
算定契約電力	85 S	HとRの小さい値			

- ・当初交付期間(H25上期～H32下期)
 - ・特例増設1交付期間(H27下期～H35上期)
 - ・特例増設2交付期間(H29上期～H36下期)
- 最も前の「交付期間に係る基礎値」により交付額の算定を行います。(応募要領 Q&A10参照)
⇒当初交付期間に係る基礎値により算定

電力給付金	384,000	$= (K-N) \times S \times M$
特例給付金	1,500,000	$= O \times L$
算定交付額	1,884,000	① 電力給付金+特例給付金

算定電気料金による 限度額	975,000	② $= S \times (K \times P - N) \times M$
支払電気料金による 限度額	1,268,000	③ $= I \times Q - (H \times N \times M)$

交付額

975,000 円…① ② ③ のうち、最も低い額(千円未満切捨て)